

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

第1 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

- 1 短時間組合員の要件のうち、報酬月額が八万八千円以上であることとする要件を削除する。(第二条及び第四十二条関係)
- 2 特定減額特例対象者については、特定組合に申出をした場合に限り、特定組合の短時間組合員とするものとする。(附則第四条関係)
- 3 新たに短時間勤務者を短時間組合員とする特定地方独立行政法人は、特定組合に申出をした場合は、当分の間、ただ負担金の負担の割合を、増加負担割合に百分の五十を加えた割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。(附則第三十五条の三及び第三十五条の四並びに附則別表関係)
- 4 その他所要の改正を行う。

第2 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正

- 1 特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者を短時間組合員としない取扱いについて、令和十七年九月三十日までの間の措置とする。(附則第三条関係)
- 2 1の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間勤務者を短時間組合員とすべき特定法人の範囲について、特定地方独立行政法人であつて、令和九年十月一日から令和十一年九月三十日までは当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時三十五人を超えるものとし、令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日までは当該総数が常時二十人を超えるものとし、令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日までは当該総数が常時十人を超えるものとする。(附則第三条の二関係)

3 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

この政令は、一部を除き、令和八年十月一日から施行する。(改正令附則関係)